

## タイ向け輸出青果物の選別及びこん包施設認定実施要領

### 第1条 目的

本要領は、タイ王国保健省告示（2017年第386号）「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」（以下、「告示」という。）及び別紙 TH-P1「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」（以下、「取扱要綱」という。）に基づき、奈良県（以下、「県」という。）が認定を行うにあたり必要な事項を定める。

### 第2条 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 検査対象施設

別紙1に掲げる農産物又はタイ保健省告示(2020年第420号)「食品の製造方法、製造におけるツール・用具及び保管」で認定が求められる農産物をタイ向けに輸出する県内の選別及びこん包施設（以下、「施設」という。）を対象とし、施設ごとに認定を行う。

(2) 認定

認定に関する基準（以下、「認定基準」という。）に適合していることを、県が認めることをいう。

(3) 認定取得者

前号の規定により認定を取得した施設の責任者をいう。

(4) 認定基準

告示第2条（1）附属文書2に定める基準をいう。

(5) 検査

認定基準を満たすか否かを判断するため、認定の申請があった施設において、県が検査を行うことをいう。

### 第3条 認定の申請

(1) 申請者の要件

認定を申請することができる者は、第2条（1）に掲げる検査対象施設の責任者とする。

(2) 申請方法及び申請先

申請者は、認定申請書（別記様式第1号）に必要書類を添付し、検査を希望する日の2週間前までに、県豊かな食と農の振興課長に提出する。

(3) 認定に係る費用

認定に係る費用は、奈良県手数料条例に定める額とする。

#### 第4条 検査の実施

(1) 検査日

検査日は、県豊かな食と農の振興課と申請者で協議の上、決定する。

(2) 検査員

検査は、県食農部に所属する職員が行う。

(3) 検査方法及び検査内容

検査員は、告示第2条(1)附属文書2に定める基準を満たしていることを確認するとともに、告示第2条(1)附属文書3に定める施設の検査のためのチェックリスト及び採点基準(別紙2)に基づき、施設の目視による確認、マニュアル等の確認及び施設の責任者に対するヒアリング等により検査を行う。

(4) 再検査の実施

検査の結果、認定基準を満たしていないことが確認された場合には、県豊かな食と農の振興課と申請者で協議の上、再検査を実施することができる。なお、再検査は、初回の検査から1ヶ月以内実施し、初回の検査時に「良い普通」と判断された項目については、検査を省略できるものとする。

(5) 検査結果の開示

施設の責任者から求められた場合には、県豊かな食と農の振興課は検査結果を施設の責任者に対して開示するものとする。

#### 第5条 認定の通知及び証明書の有効期間

(1) 認定の通知

検査の結果、当該施設が認定基準を満たしていることが確認された場合には、認定通知書(別記様式第2号)に証明書(別記様式第3号)を添付の上、申請者に通知する。

(2) 証明書の有効期間

証明書の有効期間は、発行日より3年間とする。

#### 第6条 証明書の目的外使用の禁止

認定取得者は、タイ向けの輸出時に輸出業者等に対しその写しを提供する目的以外に、証明書を使用してはならない。

#### 第7条 証明書記載事項の変更

(1) 証明書記載事項の変更申請

認定取得者は、証明書の有効期間内において、認定内容に変更が生じた場合には、証明書記載事項変更申請書(別記様式第4号)により、県豊かな食と農の振興課長に遅滞なく申請する。

(2) 証明書の再発行等

県豊かな食と農の振興課長は、証明書記載事項変更申請書を受理した場合、必要に応じて再検査を実施の上、証明書を再発行できる。

なお、再発行された証明書の有効期限は当初発行の証明書の有効期限と同一とし、証明書の再発行があった際には、認定取得者は、当初発行の証明書の原本を、県豊かな食と農の振興課に遅滞なく返却する。

## 第8条 認定の取消

県豊かな食と農の振興課長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当該認定を取り消し、認定取消通知書（別記様式第5号）により施設の責任者宛て通知する。

- (1) 認定取得者の取組が認定基準を満たしていないなど、不適切な事実が確認され、かつ県による改善指導に従わない場合
- (2) 認定取得者の申請内容に虚偽が判明した場合
- (3) 認定取得者が証明書を不正に使用した場合
- (4) その他、認定取得者が、本県産農産物の信頼性を著しく損なう行為をした場合

## 第9条 認定の更新

認定取得者は、認定の有効期限が残り3ヶ月未満となった日以降に、更新の申請を行うことができる。その申請及び検査等については、この要領に基づいて改めて行うものとする。

## 第10条 申請書類等の保存及び保存期間

(1) 申請書類等の保存

県豊かな食と農の振興課は、認定に際し、申請書類（添付書類及び証明書記載事項変更申請書を含む。）の原本、認定通知書等（認定取消通知書を含む。）の写し及び検査結果を保存するとともに、次の各項目を記載した一覧表（別記様式第6号）を作成・保存する。

- ① 申請書類の受付年月日
- ② 施設の名称、所在地及び連絡先
- ③ 施設の責任者の氏名、住所及び連絡先
- ④ 証明書に記載された品目
- ⑤ 証明書に記載された施設番号
- ⑥ 検査年月日（再検査を実施した場合には再検査年月日も含む。）
- ⑦ 検査者の所属及び職氏名
- ⑧ 検査結果合計点
- ⑨ 証明書の発行年月日

⑩ 証明書の認定有効期限

⑪ その他特記事項（認定内容の変更、認定取消年月日及びその事由等）

(2) 保存期間

県豊かな食と農の振興課は、前号に規定する書類等一式について、証明書の発行日が属する年度の翌年度から起算し5年間保存する。

### 第11条 秘密保持義務等

本要領に基づく認定業務に従事した者は、業務に関して知り得た秘密情報を、第三者に漏洩し、又は自己の利益のためにこれを利用してはならない。

### 第12条 苦情等への対応

(1) 体制の整備

認定取得者は、本要領に基づく認定を取得した施設から出荷したタイ向け農産物に対する苦情や問い合わせ、事故等（以下、「苦情等」という。）の処理について、適切な対応が可能な体制を整備する。

(2) 認定取得者の責務

認定取得者は、出荷したタイ向け輸出青果物に関する苦情等について責務を負う。

なお、事故が発生した場合は、出荷物の回収等を最優先に行い、事故が広がることのないよう迅速に対処するとともに、原因を究明し再発を防止する。

### 第13条 その他

本要領に定めるもののほか、認定の実施に係る必要な事項については別に定める。

### 附 則

本要領は、令和元年9月10日から施行する。

本要領は、令和6年6月4日から施行する。

本要領は、令和6年12月16日から施行する。